



資料編

1 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年の国連サミットで採択された、“誰一人取り残さない”持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されています。令和12年を達成年限とし、令和2年からの10年をSDGs達成に向けた「行動の10年」と位置付けています。

このSDGsの“誰一人取り残さない”という理念は、“地域共生社会”と共通した考え方であるため、本計画では、SDGsの理念や目標を踏まえ、各施策の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。



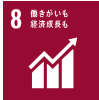
目標	内容
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）の施策とSDGs

基本目標1 共に助け合い、支え合うまち

施策	SDGs（該当する開発目標）
(1) 支え合いのコミュニティづくり (2) 福祉意識の向上のための取組 (3) 福祉活動を担う人材の育成	    

基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち

施策	SDGs（該当する開発目標）
(1) 地域福祉ネットワークの構築 (2) 地域における福祉サービスの充実 (3) 包括的な支援体制の構築 (4) わかりやすい情報提供の充実 (5) 福祉サービスの質的向上	        

基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち

施策	SDGs（該当する開発目標）
(1) 住み続けられる住環境の整備 (2) 安心して暮らせる環境の整備 (3) 市民一人一人の人権の尊重	     

2 策定の経緯

年月日	会議名等	主な内容
令和2年 11月5日～ 12月4日	市民アンケート調査実施	・18歳以上の市内在住者 3,000 名を対象に実施
令和3年 2月9日	第1回 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会	・計画の概要について ・地域福祉計画（第2期）進捗状況・評価について ・アンケート結果について
3月18日	第1回 真岡市地域福祉活動計画策定委員会	・計画の概要について ・地域福祉活動計画（第2期）進捗状況・評価について ・アンケート結果について（グループワーク）
3月24日	第1回 真岡市地域福祉計画策定委員会	・計画の概要について ・地域福祉計画（第2期）評価の報告について ・アンケート調査結果について
5月24日	第2回 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会	・計画骨子案及び計画素案（総論部分）について ・市民懇談会について
6月1日～ 6月15日	市民懇談会に代わるアンケート調査実施	・区長、育成会、老人クラブ連合会、福祉団体、民生委員・児童委員を対象に実施
6月25日	第2回 真岡市地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画・地域福祉活動計画(第3期)素案（総論部分）について
7月12日	第1回 真岡市庁内検討委員会専門部会	・計画の概要について ・地域福祉計画・地域福祉活動計画(第3期)素案について ・地域福祉計画における重点取組について
7月13日	第2回 真岡市地域福祉活動計画策定委員会	・地域福祉計画・地域福祉活動計画(第3期)素案（総論部分）について
8月24日	第3回 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会	・地域福祉計画（第3期）素案（各論部分）について
10月4日	第3回 真岡市地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画（第3期）素案（各論部分）について
10月18日	第3回 真岡市地域福祉活動計画策定委員会	・地域福祉活動計画（第3期）素案（各論部分）について
12月10日～ 令和4年 1月7日	パブリック・コメントの実施	

3 各種委員会設置要綱等

(1) 真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、真岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 保健、医療及び福祉に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市民団体の代表者
- (6) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に掲げる報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から適用する。

附 則（平成28年告示第67号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

【真岡市地域福祉計画策定委員会名簿】

	選出区分	氏名	備考	
1	学識経験者 市民団体の代表者	横田 康子	真岡人権擁護委員協議会真岡市部会	R3. 3. 31 まで
		飯島 啓子		R3. 4. 1 から
2	学識経験者 社会福祉関係団体の代表者	直井 義雄	真岡市民生委員児童委員協議会	
3	社会福祉関係団体の代表者	塩野 純子	真岡市女性団体連絡協議会	
4		村上 八郎	真岡市身体障害者福祉会	
5		仁平 春美	真岡市知的障がい者育成会	
6		渡邊 美恵子	真岡市肢体不自由児父母の会	
7		小森 まさへ	真岡市母子寡婦福祉会	
8	保健、医療及び福祉 に関係のある者	中村 満	芳賀郡市医師会真岡支部	
9		尾崎 隆	介護保険施設代表（山坂福祉会）	
10		中澤 徳光	障がい者福祉施設代表 （飛山の里福祉会）	
11	教育に関係のある者	音頭 玲子	真岡市小中学校長会	R3. 3. 31 まで
		大越 武		R3. 4. 1 から
12	市民団体の代表者	石坂 博	真岡市自治会連合会	
13		上野 透	真岡市消防団	
14	社会福祉関係団体の代表者	篠崎 正一	地域福祉活動計画策定委員 （老人クラブ連合会）	
15		佐藤 和夫	地域福祉活動計画策定委員 （ボランティア連絡協議会）	
16	保健、医療及び福祉 に関係のある者	関上 佳代子	地域福祉活動計画策定委員 （児童養護施設代表）	
17	公募に応じた者	山越 恒子	公募	
18		寺内 美智子	公募	
19		潮田 里子	公募	
20		中野 芳博	公募	

(順不同、敬称略)

(2) 真岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の案を策定するために、真岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動計画の調査研究に関すること
- (2) 活動計画の案の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか活動計画の案の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから社協の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 保健、医療及び福祉に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市民団体の代表者
- (6) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の案の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画の案を策定したときは、会長に報告するものとする。この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(作業委員会)

第8条 策定委員会に、活動計画の策定に関して住民の意見を直接反映させるため、真岡市地域福祉活動計画作業委員会（以下「作業委員会」という。）を置く。

2 作業委員会は、委員24名以内をもって組織する。

3 作業委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

4 作業委員会の会議は、作業委員長が招集し、その議長となる。

5 作業副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 作業委員会は、必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(アドバイザー)

第9条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び見識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(策定委員会及び作業委員会の庶務)

第10条 策定委員会及び作業委員会の庶務は、社協で処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会及び作業委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から適用する。

【真岡市地域福祉活動計画策定委員会名簿】

	選出区分	氏名	備考	
1	市民団体の代表者	本坊 順一	真岡地区区長会	
2		柴山 博司	山前地区区長会	R3. 6. 30 まで
		大島 基圓		R3. 7. 1 から
3		水沼 利幸	大内地区区長会	R3. 6. 30 まで
		大塚 茂美		R3. 7. 1 から
4		伊澤 秀男	中村地区区長会	R3. 6. 30 まで
		橋本 文雄		R3. 7. 1 から
5		佐藤 博	二宮地区区長会	
6		白瀧 隆夫	真岡東部地区民生委員児童委員協議会	
7		木村 あきよ	真岡西部地区民生委員児童委員協議会	
8		沖杉 榮	山前地区民生委員児童委員協議会	
9	保健、医療及び福祉 に関係のある者	柳田 正男	大内地区民生委員児童委員協議会	
10		直井 義雄	中村地区民生委員児童委員協議会	
11		柳 幸雄	二宮地区民生委員児童委員協議会	
12		沼生 ヤス子	真岡市地域福祉推進員（真岡地区）	
13		中里 絹代	真岡市地域福祉推進員（山前地区）	
14		手塚 定男	真岡市地域福祉推進員 （大内地区）	R3. 6. 30 まで
		松本 久美子		R3. 7. 1 から
15		法師人 健一	真岡市地域福祉推進員（中村地区）	
16		添野 トモ子	真岡市地域福祉推進員（二宮地区）	
17		関上 佳代子	社会福祉法人あかつき寮	
18	学識経験者	佐藤 里美	社会福祉法人福桜会特別養護老人ホーム桜の華	
19		中澤 徳光	社会福祉法人飛山の里福祉会	
20	学識経験者	横田 康子	真岡市子ども・子育て会議	
21	社会福祉関係団体の 代表者	篠崎 正一	真岡市老人クラブ連合会	
22		佐藤 和夫	真岡市ボランティア連絡協議会	
23	教育に関係のある者	柳 路子	栃木県立真岡北陵高等学校	
24	公募に応じた者	藤田 るみ子	公募	

(順不同、敬称略)

(3) 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 真岡市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、基本となるべき事項について検討するため、真岡市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の素案を作成し、これを真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成22年告示第47号）に規定する真岡市地域福祉計画策定委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は健康福祉部長をもって充て、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 市が策定する各計画との整合性を専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。

3 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長には社会福祉課長、副部会長には社会福祉課社会福祉係長、部会員には別表第2に掲げる課にあって、計画に特に関係する所属の職員をもって充てる。

5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 専門部会は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第6号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 9 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年訓令第 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長、総合政策部長、市民生活部長、産業部長、建設部長、教育次長、総合政策課長、情報政策課長、市民活動推進室長、くらし安全課長、健康増進課長、いきいき高齢課長、こども家庭課長、保育課長、社会福祉課長、商工観光課長、農政課長、建設課長、学校教育課長、生涯学習課長

別表第 2（第 6 条関係）

総合政策課、情報政策課、市民協働推進室、くらし安全課、健康増進課、いきいき高齢課、こども家庭課、保育課、社会福祉課、商工観光課、農政課、建設課、学校教育課、生涯学習課